

○ 「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」 新旧対照表（下線部：変更箇所）

新	旧
<p>(別添)</p> <p>保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針</p> <p>第1 保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な方針</p> <p>1 (略)</p> <p>2 児童生徒性暴力等の定義</p> <p>○ 児童生徒性暴力等は、次に掲げる行為（教育職員性暴力等防止法第2条第3項に規定する児童生徒性暴力等）をいう（法第18条の19第1項第3号）。</p> <p>① 児童生徒等に性交等（刑法（明治40年法律第45号）第177条第1項に規定する性交等をいう。）をすること又は児童生徒等をして性交等をさせること（児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。）。（教育職員性暴力等防止法第2条第3項第1号）</p> <p>② (略)</p> <p>③ <u>刑法第182条の罪</u>、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号。以下「児童ポルノ法」という。）第5条から第8条までの罪<u>又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号。以下「性</u></p>	<p>(別添)</p> <p>保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針</p> <p>第1 保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な方針</p> <p>1 (略)</p> <p>2 児童生徒性暴力等の定義</p> <p>○ 児童生徒性暴力等は、次に掲げる行為（教育職員性暴力等防止法第2条第3項に規定する児童生徒性暴力等）をいう（法第18条の19第1項第3号）。</p> <p>① 児童生徒等に性交等（刑法（明治40年法律第45号）第177条に規定する性交等をいう。）をすること又は児童生徒等をして性交等をさせること（児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。）。（教育職員性暴力等防止法第2条第3項第1号）</p> <p>② (略)</p> <p>③ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号。<u>④において</u>「児童ポルノ法」という。）第5条から第8条までの罪に当たる行為をすること（①及び②に掲げるものを除く。）。（教育職員性暴力等防止法第2条第3項第3号）</p>

「性的姿態撮影等処罰法」という。）第2条から第6条までの罪（児童生徒等に係るものに限る。）に当たる行為をすること（①及び②に掲げるものを除く。）。（教育職員性暴力等防止法第2条第3項第3号）

④～⑤ （略）

○ （略）

○ ①については、刑法第177条の不同意性交等罪、法第34条第1項第6号の淫行罪に当たる行為や、いわゆる青少年健全育成条例により禁止される性交等が該当し得る。

○ ②については、刑法第176条の不同意わいせつ罪、法第34条第1項第6号の淫行罪に当たる行為（①の場合を除く。）や、いわゆる青少年健全育成条例により禁止されるわいせつ行為が該当し得る。

○ ③については、
・刑法第182条の罪²：16歳未満の者に対するわいせつ目的での面会要求（同条第1項）、面会（同条第2項）、性的な姿態を撮影した映像の要求（同条第3項。いわゆる自撮り要求等）、
・児童ポルノ法第5条から第8条までの罪に当たる行為：児童買春周旋（同法第5条）、児童買春勧誘（同法第6条）、児童ポルノ所持、提供等（同法第7条）、児童買春等目的人身売買等（同法第8条）（児童買春（同法第4条）は明記されていないが、これは性交等に係る他の規定との重複を避けるためであり、児童買春は児童生徒性暴力等の対象となる）、

④～⑤ （略）

○ （略）

○ ①については、刑法第177条の強制性交等罪、法第34条第1項第6号の淫行罪に当たる行為や、いわゆる青少年健全育成条例により禁止される性交等が該当し得る。

○ ②については、刑法第176条の強制わいせつ罪、法第34条第1項第6号の淫行罪に当たる行為（①の場合を除く。）や、いわゆる青少年健全育成条例により禁止されるわいせつ行為が該当し得る。

○ ③については、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第5条から第8条までの罪に当たる行為、すなわち、児童買春周旋（同法第5条）、児童買春勧誘（同法第6条）、児童ポルノ所持、提供等（同法第7条）、児童買春等目的人身売買等（同法第8条）がここに含まれる。児童買春（同法第4条）は明記されていないが、これは性交等に係る他の規定との重複を避けるためであり、児童買春は児童生徒性暴力等の対象となる。

・性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条までの罪に当たる行為(児童生徒等に係るものに限る。)³:児童生徒等に係る性的姿態等の撮影(同法第2条)、性的影像記録の提供等(同法第3条)及び当該行為をする目的での保管(同法第4条)、性的姿態等の影像の影像送信(同法第5条)、及び記録(同法第6条)

がここに含まれる。

²第211回国会における、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律及び性的姿態撮影等処罰法の成立により追記。

³具体的には、正当な理由がないのに、16歳未満(相手が13歳以上16歳未満の子どもであるときは、行為者が5歳以上年長である場合)の子どもの「性的姿態等」を撮影等が該当する。なお、これらの行為における「正当な理由」とは、例えば、こどもの生活の様子を保護者に伝えるために遊びの場を撮影する場合、自園の保護者のみが視聴できるようにした上でそうした影像を影像送信する場合、けがや病気に際して保護者や医師に症状を伝えるために、あるいは、虐待のおそれがあるときに記録のために撮影する場合等が一般的には考えられる。また、「性的姿態等」とは、性的な部位(性器・肛門・これらの周辺部、臀部又は胸部)、身に着けている下着のうち現に性的な部位を直接・間接に覆っている部分、わいせつな行為・性交等がされている間における人の姿をいう。

○ ④については、いわゆる迷惑防止条例により禁止される痴漢や③に含まれない盗撮などの行為などが該当し得る。

○ (略)

○ ④については、いわゆる迷惑防止条例により禁止される痴漢や盗撮などの行為などが該当し得る。

○ (略)

<p>3 (略)</p> <p>第2 保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策の内容に関する事項</p> <p>1 ~ 3 (略)</p> <p>4 特定登録取消者に対する保育士の再登録に関する施策</p> <p>(1) 特定登録取消者に対する保育士の再登録</p> <p>(改正法による規定)</p> <p><input type="radio"/> (略)</p> <p><input type="radio"/> (略)</p> <p><u><input type="radio"/> 採用選考時の関係書類においても、賞罰欄等を設けた上で、刑事罰のみでなく、児童生徒性暴力等の懲戒処分の原因となった具体的な理由の明記を求めたりすることなどにより、任命又は雇用を希望する者の経歴等を十分に確認し、適切な判断を行うことが必要であること。経歴等を十分に確認した上での適切な判断は、前職の有無や、常勤・非常勤・任期付任用・臨時的任用・再任用・会計年度任用職員等の任用形態、フルタイム・パートタイム等の勤務時間等によらず、全ての場合において必要であること。</u></p> <p>(以下、略)</p>	<p>3 (略)</p> <p>第2 保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策の内容に関する事項</p> <p>1 ~ 3 (略)</p> <p>4 特定登録取消者に対する保育士の再登録に関する施策</p> <p>(1) 特定登録取消者に対する保育士の再登録</p> <p>(改正法による規定)</p> <p><input type="radio"/> (略)</p> <p><input type="radio"/> (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(以下、略)</p>
--	---